

身体障害者医学的判定カード3 (内部障害用:補装具費支給意見書)

受付番号: (判定書番号 -) 身体障害者更生相談所(和歌山県)H24 年度改正

相談日	平成 年 月 日	場所					手帳区分: 1 身体障害者 2 戦傷病者 3 他()			
フリガナ氏名			男女	生年月日	船・疔・嚙・靴 年 月 日生()歳			在宅：独居・ 人暮らし 入院・入・通所()		
住所	Tel							就労：無 ・ 有()		
手帳	障害名:									
	程度: 種 級	番号: 第 号		交付	嚙・靴・飾 年 月 日		追加・変更・再交付	嚙・靴・飾 年 月 日		
起因傷病名	病名:					原因: 疾病・先天性・交通・労災・その他事故・戦傷・その他				
現病歴	大正・昭和・平成・令和 年 月 日発症				合重併複症障及害び等					
詳細なる現症及び肢体不自由の状況	障害の種類 (該当するものを○でかこむこと、その他は詳細を括弧に記載下さい)									
	1. 心臓機能障害 2. じん臓機能障害 3. 呼吸器機能障害 4. その他()									
	病 名									
	現 症									
	検査等の所見									
	活動能力の程度 (該当するものを○でかこむこと、その他は詳細を括弧に記載下さい)									
	1. 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがない。階段を人並みの速さではのぼれないが、ゆっくりならのぼれる。									
2. 家庭内での普通の日常生活活動または社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限される。階段をゆっくりでものぼれないが、途中休みながらならのぼれる。又は人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。										
3. 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限される。ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。										
4. 自己の身の周りの日常生活活動を著しく制限される。息苦しくて身のまわりのこともできない。										
5. その他()										
生活動作程度	歩 行	室内：可(独歩・装具・ 杖) ・ 不可 屋外：可(独歩・装具・ 杖) ・ 不可				移 動	室内：歩行・車いす・四這い・その他() 屋外：歩行・車いす・四這い・その他()			
	立 位	可(要支持・つかまり立ち・独力) ・ 要介助 ・ 不可				着脱衣	自立・介助(部分・全域)			
	坐 位	可(正座・長坐・胡座・椅子坐位) ・ 不可				摂 食	自立・介助(部分・全域)、利き手 右 ・ 左			
	手指動作	正常 ・ 拙劣 ・ 実用性欠く				排泄処理	自立・介助(部分・全域)			
結果・指示	1 補装具：製作・修理 (要 ・ 否) 2 手帳相談: 級相当 3 その他()		【補装具の種目、名称、及び処方(別添 有 ・ 無)等】 ※使用効果見込み:							
上記のとおり意見する 令和 年 月 日 医療機関名 診療科名及びTel 医師名 印										

